



## 1. シンボルマークについて

このマークは、「親しみやすさ」「強い印象」「際立った個性」「地域の歴史的背景」をテーマに、山鹿の歴史的ストーリーを象徴する鹿をキャラクターとしてデザインしています。

またブランドを構成する地域資産を「食」「文化」「歴史」の3つのカテゴリーに分けて、豊かな水に育まれた里山の幸や産品を「おいしか」、山鹿を象徴する文化資産の八千代座・山鹿灯籠・豊前街道などを「たのしか」、温泉と自然の景観、そしておもてなしの心を持った山鹿の人々の気持ちを「うつくしか」と表し、キャッチフレーズ的にマークと一体化しています。

### 歴史的ストーリーとは

山鹿温泉の由来 [宇野親治公伝説]

温泉の発見は、今から約800年ほどさかのぼります。保元の乱に敗れて下がってきた宇野親治が保元2年(1157)、「山中で鹿が湯浴みしている」のを見て温泉を発見し、この地を「山鹿」と名付けたと伝えられています。

## 2. 権利の帰属

本マークの一切の権利は、山鹿市経済振興委員会に帰属します。

## 3. シンボルマークの提供

本マークは、[山鹿ブランド]プロジェクトを応援される企業、生産者が使用できます。

使用される場合は、下記の要領で電子ファイルをダウンロードして下さい。なお、マークの使用は無償とします。

山鹿市商工会議所 <http://www.yamagacci.com/>

山鹿市商工会 <http://www.kumashoko.or.jp/yamaga/>

## 4. 使用方法

### ①使用目的

シンボルマークは、「山鹿ブランド」に関する目的のみで使用できます。ただし、次の場合は使用できません。

- 自己の商標や意匠に関するなど、独占的または営利目的に使用する場合。
- 特定の政治活動や宗教活動に関わると認められる場合
- 山鹿ブランドの信用や品位を損なうと認められる場合
- 公序良俗に反すると認められる場合
- その他、本プロジェクトの趣旨に反する等、著しく不相当と認められる場合

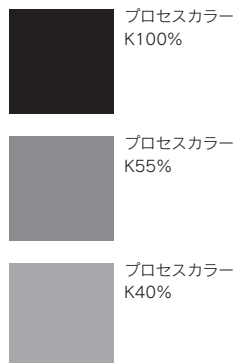
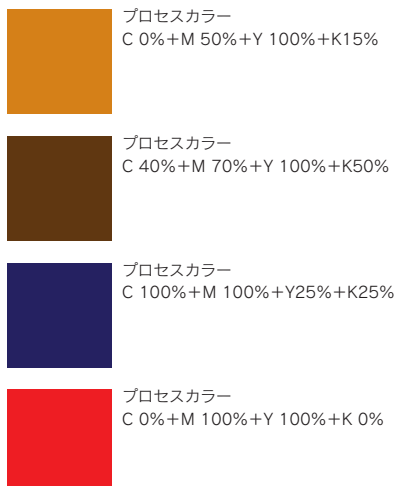
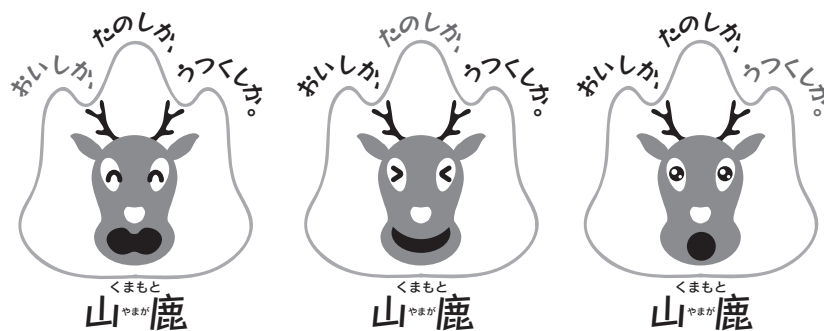
## ②デザイン使用規定及び注意事項

- 原則として、電子データまたは山鹿市経済振興委員会が制作した清刷りを使用すること。
- カラー表示が可能な場合はカラーで使用すること。モノクロの場合は以下を参照。
- 使用にあたっては以下のサイズより小さくならないように使用すること。

カラー表示



モノクロ表示



最小使用サイズ



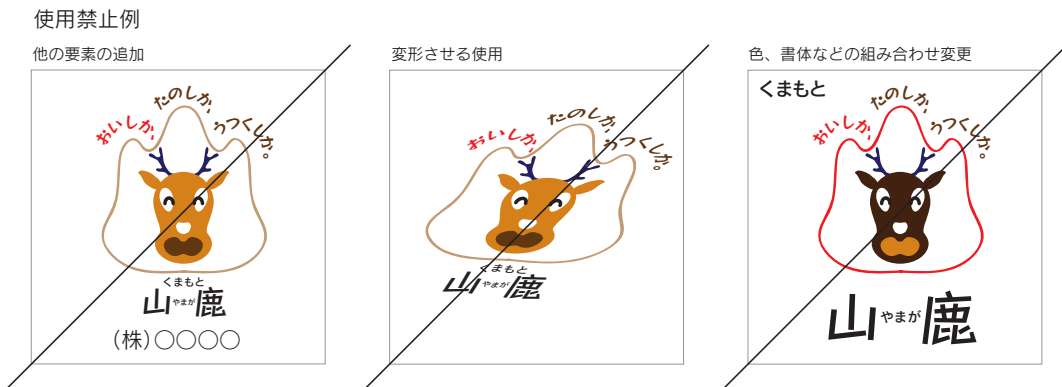
25mm 以下は使用不可

## ③禁止事項

シンボルマークの修正は拡大縮小のみ可能です。縦横の比率は変更不可です。

また、次のような使用はできませんのでご注意ください。

- 他の要素(図形・文字など)の追加
- 変形(傾けたり、裏向け反転など)
- 色、書体、組み合わせの変更
- その他シンボルマークの識別性を失う修正



## ④使用についての通知

シンボルマークの適正な使用を確保するため、使用に先立ち、次の内容をお知らせ下さい。

- 氏名(団体の場合は代表者)
- 所属団体・企業名
- 使用目的
- 使用物(パンフレット、ホームページなど)

## ⑤ご連絡先

山鹿市商工会  
熊本県山鹿市鹿本町来民1234  
TEL:0968-46-2141 FAX:0968-46-2100

山鹿商工会議所  
熊本県山鹿市山鹿1613  
TEL:0968-43-4111 FAX:0968-44-0972

⑥デザイン展開例

シールステッカー



30mm



45mm



60mm



30mm



45mm



60mm



30mm



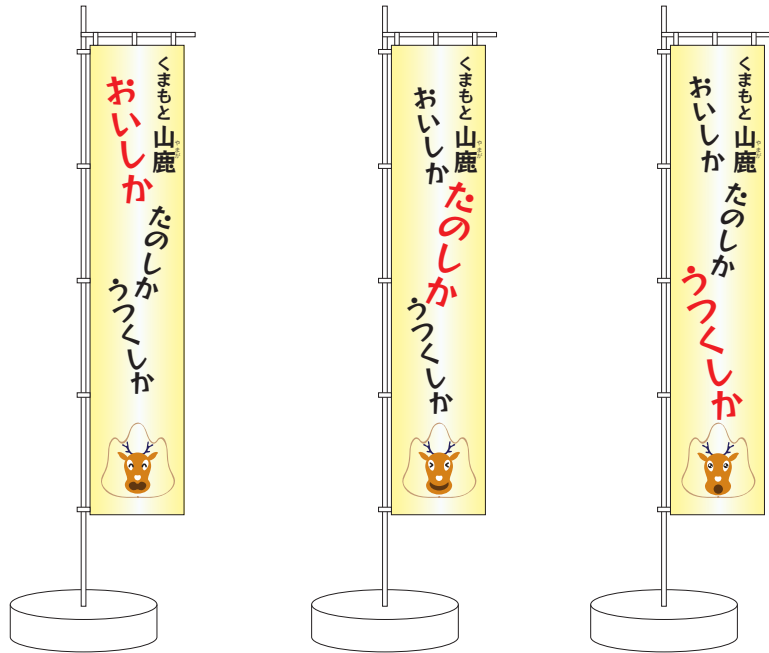
45mm



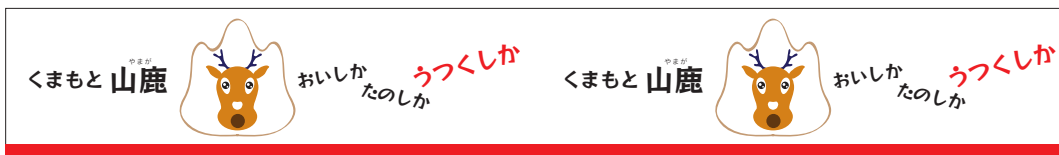
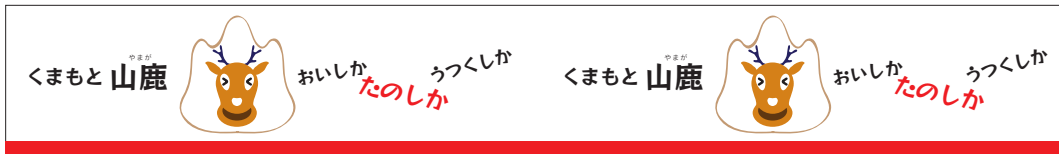
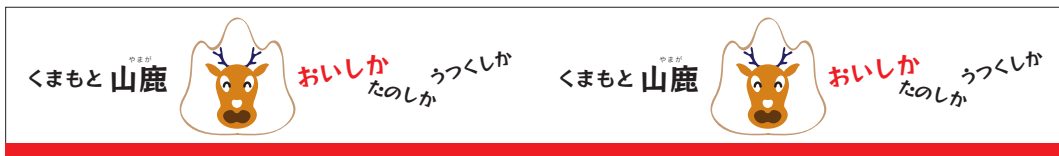
60mm

# 山鹿ブランドシンボルマーク使用マニュアル

のほり



売り場用帯



# 山鹿ブランドシンボルマーク使用マニュアル

## 車両表示

